

## 令和5年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和5年5月29日（月） 午後2時00分～午後4時00分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎7階 701会議室

### 3 会議の議題

- (1) 諮問第1号 景観重要建造物の現状変更の許可について(善立寺)
- (2) 諮問第2号 景観重要建造物の現状変更の許可について(日本福音ルーテル岡崎教会)
- (3) 諮問第3号 屋外広告物の告示改正について
- (4) 報告第1号 屋外広告物条例規則の改正について
- (5) 報告第2号 八帖地区景観形成重点地区の変更について
- (6) 報告第3号 景観重要建造物の現状変更の事前相談について

### 4 会議に出席した委員（12名）

|       |        |
|-------|--------|
| 学識経験者 | 瀬口 哲夫  |
| 学識経験者 | 水津 功   |
| 学識経験者 | 宮崎 晋一  |
| 学識経験者 | 島津 達雄  |
| 学識経験者 | 中根 克弘  |
| 学識経験者 | 長谷川 明子 |
| 学識経験者 | 森 真弓   |
| 各種団体  | 天野 裕   |
| 各種団体  | 横山 正登  |
| 各種団体  | 後藤 仁   |
| 各種団体  | 河内 利弘  |
| 各種団体  | 柴田 芳孝  |

### 5 事務局

|               |            |        |
|---------------|------------|--------|
| 都市政策部長        |            | 根本 健一  |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 課長         | 浅井 恒之  |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 副課長        | 小林 雄一郎 |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 屋外広告物係係長   | 音羽 智樹  |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 屋外広告物係主査   | 細野 貴子  |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 景観まちづくり係係長 | 中村 敦   |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 景観まちづくり係主査 | 浅井 幸恵  |
| 都市政策部まちづくり推進課 | 景観まちづくり係技師 | 森 大輝   |

## 6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、報告第3号を非公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

## 7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議事録署名者に宮崎委員及び横山委員を指名した。

## 8 諮問第1号 景観重要建造物の現状変更の許可について(善立寺)

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

---

横山委員

今回は、地盤改良による傾き解消のみか。

事務局

油圧ジャッキと地盤改良を予定している。

宮崎委員

地盤改良後の山門の基礎部分は、均しモルタルだけか。ベースコンクリートやワイヤーメッシュなどを施工することが一般的ではないか。

河内委員

再度傾きが生じないためにも、均しモルタルではなく、無収縮モルタルを使用した方がよい。

事務局

ベースコンクリート等や無収縮モルタルの使用については、施工者に伝える。現場判断にはなるが、油圧ジャッキでの傾き解消後にスペーサーを設置し、状況次第では、一緒に埋めてしまうということも考えている。

長谷川委員

軟弱層があるということは、山門に隣接する土塀についても傾いてしまう可能性があるのではないか。

事務局

土塀については、老朽化が見られたため、既に撤去されている状況。景観重要建造物の指定範囲外であるため、事務局で詳細まで把握できていないが、山門の補修と合わせて修繕して

いくと聞いている。

島津委員

二の丸跡は図書館があった場所。岡崎城は写真が残っているが詳しい記録がない。山門に利用されている木材の年代を測定するなど調査すれば価値が分かり、しっかりとした改修計画を検討できる。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

## 9 諮問第2号 景観重要建造物の現状変更の許可について(日本福音ルーテル岡崎教会)

議長が諮問第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

---

水津委員

現状の塗装色を参考にすることのだが、既に退色によって色味は変わっていると思われる。なるべくオリジナルの色を保持してほしい。

事務局

当初の建築図面は残っているが、塗料の記録はなく、2018年の景観重要建造物指定時は既に現在の色であったため、指定時の色での塗装としている。

水津委員

金属部分に同色の塗料が使用されている可能性が考えられる。退色した色に合わせて塗装を繰り返すと、次第に色が薄くなってきてしまう。金属部分や木部で紫外線が当たりにくい箇所を研磨すると過去の塗料が確認できる場合もある。

河内委員

建具の室内側や金具や鍵に過去の塗料が残っている可能性は考えられる。

事務局

塗装予定の窓枠で、サンドペーパーによる事前調査を実施したが、確認できなかった。室内の建具や金具については、事前に調査を行うようにしたい。

瀬口会長

今回の塗装箇所については、現況と大きく異なった色で塗装された形跡はないとのことだが、塗装前にサンドペーパーによる研磨は実施予定か。

事務局

予定している。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

## 10 諮問第3号 屋外広告物の告示改正について

議長が諮問第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

---

横山委員

規制を細かく定めることは大切だが、情報が流通する現代において、広告物自体を廃止する趣旨の議論があっても良いと考える。広告物の在り方や、必要かどうかを含めた議論についてもお願いしたい。

事務局

屋外広告物には景観を阻害するものもあれば、駅前などでは賑わいを創出する効果を持つものもあり、多種多様である。現状は許可申請に対して、個別に審査をするという制度になっているため、景観審査事務を進める中で、改善すべき点があれば検討していきたい。

瀬口会長

屋外広告物の規制は自治体によって異なる。過去の調査結果では、新幹線の車窓から見える広告物が一番少ないのは滋賀県で、多いのは神奈川県。石川県金沢市では、郊外の幹線道路沿いの広告物規制を強化していたりもする。同じ道路や線路でも、行政や市民の屋外広告物に対する考え方が異なるため、まずは行政で議論していただきたい。

柴田委員

多くの業者は許可を受けて広告物を掲出しているが、許可を受けていない業者や建物自体が看板のような建物もある。法律や条例によるルールも大切だが、「美しい岡崎を創る」という意識や文化を養っていく必要がある。これまで以上に景観への意識啓発に取り組んでもらいたい。

また、昨今は屋外広告物の安全面が注目されている。市民へ危害が及ばないようにするためにも、より一層配慮していただきたい。

瀬口会長

営業が終了した店の広告物が放置されたことで落下したという事例もある。同様の事故が

発生しないような対策を検討する必要がある。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

#### 11 報告第1号 屋外広告物条例施行規則の改正について

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

---

瀬口会長

許可申請について、電子での申請は検討しているか。

事務局

今年度、導入の検討をしていく予定。愛知県下において、足並みをそろえる形で進めている。

議長が報告第1号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

#### 12 報告第2号 八帖地区景観形成重点地区の変更について

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

---

意見なし

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

#### 13 報告第3号 景観重要建造物の現状変更の事前相談について

【報告第3号については非公開】

#### 14 その他連絡事項について

事務局

令和4年12月26日に八帖町の一部で町名変更が生じたことに伴い、当該地内に位置する景観重要建造物の所在地が変更となった。

次回、岡崎市景観審議会は9月頃に開催予定。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和5年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。